

市町村名	事業名等	対象者・内容等
錦江町	定住促進住宅事業	<p>★ 高校生以下の子どもを扶養している方が、控除対象住宅(定住促進住宅)に入居された場合、家賃を控除します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象住宅 定住促進住宅 2. 要件 高校生以下の子どもを扶養していること 3. 助成内容 対象子ども1人につき、5,000円控除
錦江町	住宅リフォーム促進事業	<p>★ 自己が居住する住宅を改修する場合、その経費の一部を助成します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象者 町内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に登録されている方 2. 要件 <ol style="list-style-type: none"> ① 町税等の滞納がないこと ② 自己所有し、現に居住している住宅であること ③ 工事経費が20万円以上の工事であること ④ 施工者は町内の業者であること 3. 助成内容 <ol style="list-style-type: none"> ① 一般世帯 対象工事費の10% 最高15万円を補助 ② 子育て世帯 対象工事費の20% 最高30万円を補助 (高校生以下の子どもが同居している世帯) ③ 高齢者等世帯 対象工事費の20% 最高30万円を補助 (65歳以上の高齢者又は4級以上の身体障害者手帳若しくは2級以上の精神保健福祉手帳の交付を受けている方が居住している世帯)
錦江町	固定資産税減免制度	<p>★ 錦江町内の法人及び個人の建築業者と請負契約がなされ、新築された住宅について固定資産税を減免します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象住宅 <ol style="list-style-type: none"> ① 平成28年1月1日までに新築された住宅 ② 錦江町内の法人及び個人の建築業者と請負契約がなされた新築住宅 2. 減免の期間 3年間 3. 助成内容 <ol style="list-style-type: none"> ① 50平方メートル以上120平方メートル以下、地方税法の減額と合わせて全額減免 ② 120平方メートル以上280平方メートル以下、地方税法の減額と合わせて120平方メートルまでの税額が全額減免